

2026年6月25日

各位

会社名 ミナトホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役会長兼グループCEO 若山 健彦  
(コード: 6862、東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役 CFO 三宅 哲史  
(TEL 03-5733-1710)  
<https://www.minato.co.jp/>

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念・ビジョン・モットー（行動指針）、行動規範等を明文化した「ミナト・バリュー」に基づき、企業倫理規程及びコンプライアンス規程を制定し、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンスを統括する業務を担当する部門においてコンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括し、取締役及び従業員への教育・啓発を行う。
- ② 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ③ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備・運用するとともに、その有効性について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を実施する。
- ④ 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し適切な措置を講じる。
- ⑤ 監査等委員会は経営の意思決定及び業務執行について、その手続き及び執行状況などが法令及び定款に違反していないことを確認し、内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等を発見した取締役及び従業員が通報し、早期に是正する体制として、相談・通報窓口を社内外に設置・運用する。
- ⑦ 当社は、不正行為の防止及び早期発見のため、リスク評価及びモニタリング体制を整備し、必要な内部統制の構築・運用を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体にて重要な会議の議事録や重要な稟議決裁書類を適切に記録・保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 全社的なリスクの識別及び評価については、関係部門又は会議体において実施し、その結果をマネジメント・ミーティングにて審議する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門においてその対応を行う。
- ② 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規程に基づき適切かつ迅速に対応す

- る。
- ③ 当社は、情報セキュリティ及び情報システム管理に関する規程を整備し、情報資産の適切な管理を行うとともに、サイバーリスクその他情報セキュリティに係るリスクに適切に対応する。
  - ④ 当社は、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクに備え、必要に応じて事業継続計画（BCP）の整備及び見直しを行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営の意思決定の迅速化及び監督機能の強化等を通じて、経営機能の発揮に努める。取締役会は重要な業務執行の職務分担を決定し、これに基づき代表取締役が業務執行を統括するとともに、執行役員に対し所管業務を担当させ、その遂行を指揮監督することで、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。
- ② 当社は取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に、また取締役の報酬決定等に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図ることを目的に指名報酬委員会を設置し、委員会は取締役会の諮問を受け、審議し答申する。
- ③ 当社は、グループ全体の経営及び業務執行に関する情報共有並びに重要課題及びリスクへの適切かつ迅速な対応を図るため、経営戦略会議及びマネジメント・ミーティングを設置する。  
経営戦略会議は、グループ全体の経営に関する重要事項について協議し、経営戦略の策定及び経営方針の検討を行うとともに、経営判断に必要な情報共有及び意見交換を図るため、当社の取締役及び執行役員を構成員として定期的を開催する。  
マネジメント・ミーティングは、グループ全体及び各グループ会社の業務執行状況、業績動向、役職員の状況その他の重要事項について情報共有を行い、経営上の課題及びリスクの早期把握並びに対応方針の検討を行うとともに、グループ全体の経営方針との整合性を確認し、必要な対応方針を共有するため、当社及びグループ会社の役員を構成員として毎週開催する。  
これらの会議は、機動的かつ円滑な情報共有及び自由闊達な意見交換を行う場として運営し、グループ内の重要情報の適時把握及び迅速な経営判断に資するものとする。
- ④ 当社は、各事業年度開始に際し中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、機動的に執行する。
- ⑤ 取締役会については、取締役会規則に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
- ⑥ 招集通知には議題を記載するとともに事前説明及び資料の事前配布を行うなど、取締役会の効率的な運営は、取締役会事務局が行う。
- ⑦ 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、ITツールを適切に活用し、取締役会及び各取締役へ遅滞なく効率的に共有する。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を評価する仕組みを整備し当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- ② 当社は、子会社の経営指導及び管理を行うものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるほか、必要に応じて、当社の取締役、執行役員または従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、適切な監査・監督を行う。
- ③ 当社は、子会社において損失リスクが発生した場合には、速やかに当社へ報告させるものとし、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。
- ④ 当社の内部監査部門は、当社及び子会社の内部統制システムの運用状況に関する業務監査を実施し、その結果を被監査部門及びその責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制システムの改善策の指導・助言を行う。
- ⑤ 当社は、グループ全体の経営方針及び経営計画を連結ベースで策定し、子会社と共有する。また、子会社の経営状況及び業務執行状況を適切に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

⑥ 当社は、子会社の事業特性、規模及び重要性に応じた内部統制体制を整備するとともに、当社グループ全体として内部統制の有効性向上を図る。

**6. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

当社は、監査等委員の職務を補助するための従業員を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

**7. 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

① 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を当社の監査等委員会へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役及び従業員が法令・定款の違反行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。

② 前項にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び従業員に対してこれらの報告を求めることができる。また、監査等委員会は必要に応じて重要な会議に出席することができる。

③ 相談・通報窓口のうち1カ所を常勤監査等委員が担当し、取締役及び従業員より広く報告を受け得る体制とする。

④ 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、通報者の秘密保持を徹底するとともに、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

**8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準により監査を行うとともに、会計監査については会計監査人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。

② 監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合を開催し、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

③ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、関係部門において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定の予算を設ける。

④ 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との連携を適切に行い、監査の実効性及び効率性の向上を図る。

⑤ 当社は、グループ会社監査の実効性を確保するため、常勤監査等委員及び子会社の監査役を構成員とするグループ監査役連絡会を原則として四半期に1度開催し、監査上の重要事項に関する情報共有及び意見交換を行う。

以 上